

令和2年第 2回
総 会
2月

白井市農業委員会会議録

令和2年2月6日 開会

令和2年2月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年2月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による転用申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成31年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|------------|------------------------|
| ・申請受付締め切り | 2月20日木曜日 |
| ・事前審査会（案） | 2月27日木曜日 |
| 第1班 | 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2 |
| ・総 会（案） | 3月 5日木曜日 |
| | 午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻少し前ですが、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年の2月定例総会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

ことしも暖冬ということで、毎日暖かい日が続いていたのですが、きょうあたりから風が冷たく吹いておりますけれども、桜の開花のほうも例年より早くなりそうで、当然、梨の開花についても早くなりそうです。

そして、今、世界各国で新型コロナウイルスによる感染者が多数出ておりまして、死者もたくさん出ているということでございます。

早く終息してほしいと願うところでございます。

委員の皆様方には、健康には十分気をつけていただきまして、これからの農作業、委員活動等、頑張ってくださいたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和2年2月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、宇賀義則委員、1番、根本孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

議案第1号について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字富塚字追堀1053番1、外2筆です。

地目が山林、畑、現況は全て畑になっております。

面積は、合計で5,385平方メートル。

権利者は、市川市下貝塚 丁目 番 号、〇〇〇〇。

経営面積は、53アール。

義務者は、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

事由は、賃貸借権の設定です。

番号2、大字白井字堤ノ上、地番が97番1、外10筆です。

地目、現況ともに田です。

地積は、合計4,017平方メートル。

権利者は、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

経営面積は、225アール。

義務者は、市川市大野町 丁目 番地、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転（贈与）。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班、班長の今井です。

議案第1号、1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者の〇〇〇〇さんご本人と、義務者の〇〇〇〇さんの代理人である娘さんの〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北西に約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに草刈りがされている状態でした。

進入路は市道により確保されています。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラック1台、ハンマーナイフモア1台、動力噴霧器1台、刈払機1台で、農機具はそろっています。

労働力は3人です。

年間従事日数は250日。

杉山さんは、現在IT関連の仕事をしていますが、PCが使える環境であればどこでも仕事ができるので、農業と両立していくそうです。

新規の農業経営ではありますが、約1年間、アグリイノベーション大学校と2カ所の農場にて研修もされていて、技術面も問題はないと思われます。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上、全ての調査結果から、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、議案第1号、2番について報告いたします。

資料は2番です。

当日は、権利者の〇〇〇〇さんご本人と、義務者、〇〇〇〇さんの代理人である〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所より北東に約2キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、11筆のうち2筆には幾つかの切り株がありましたが、そのほかは背の高い草もなく、きれいでした。

義務者の〇〇さんは、市川市で梨の栽培をしていて、申請地の水田も遠方であることもあり、ほとんど耕作していなく、所有していくのも大変なので、今回、〇〇さんが使ってくれるというので、贈与という形でお願いしたそうです。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、トラック2台です。

労働力は、本人と常時雇用2名、臨時雇用5名です。

年間従事日数は310日。

技術力もあります。

面積要件も、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有している農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の川上です。

この土地は、去年まで〇〇〇〇で賃貸してしまして、去年で賃借権が切れたということで、農業委員会の方へどなたか借りる人はいないかということでそういう話をしていたそうです。

そうしたら、ちょうど市川の方のこの人が、ブルーベリーをやりたいということで農業委員会のほうへ来まして、お互い同士で連絡をさせまして、話し合っただけで条件が一致したみたいなので、今回このような形になりました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

2番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井、復地区担当の推進委員の秋本です。

この土地につきましては、農業委員会のほうに最初、話があって、〇〇さんを紹介したということです。

この土地につきましては、〇〇さんが昨年からは耕作している薬草栽培の農地から近いところで100メートル、遠いところで400メートルぐらいであります。通作距離との関係から見て、農地を効率的に利用し耕作すると認められることと、今後はこの用地を足がかりにして周辺農地を薬草栽培農地として広げていきたいとのことです。

従いまして、農地を効率的に利用すると認められることから、問題がないものと思われま。

笠井会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

福田委員。

福田孝一委員 福田です。

1 番についてお聞きしたいのですが、この〇〇さんというお方の1の6を見ると、観光農園的なことを行いたいと書いてあるのですが、その中には休憩所兼加工場とありまして、トイレとか休憩所、駐車場、こういったものを後々はこの土地につくる予定でしょうか。

笠井会長 川上委員。

川上 洋委員 推進委員の川上です。

まだ、これはブルーベリーがすぐ来年からとれるというわけではないので、3、4年から5年ぐらい先を見込んで、もしそのときになって、駐車場だとかトイレは、また新たに申請してちゃんとやらなきゃだめですよとは言っております。

駐車場にするとか、トイレやるとかというのは、畑のままで駐車場にしちゃうとまずいので、一角を駐車場にしますとかと申請し直してくださいということは言っておきました。

これは地主さんも、そういうふうにしていいということを承諾していますので。以上です。

笠井会長 よろしいですか。

福田孝一委員 わかりました。

あと、もう一つよろしいでしょうか。

2のほうなのですが、2の15ですか、そこに田んぼではなくて畑として利用したいと書いてあるのですが、そうすると、土を入れるという計画はないのですか。

笠井会長 秋本委員。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

基本的には、田んぼに水を引かずに、土も入れずにそのまま、今のままで栽培するということで、昨年も近隣に1町3反ほどやってありまして、そこも水を引かず、土も入れずということで、今の現状のままのところにマルチをやったり、うなったりという部分だけで栽培しているという状況で、それと同じだと思います。

ですから、土を入れるということはありません。

笠井会長 よろしいですか。

福田孝一委員 はい、ありがとうございました。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1 番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、1番、許可することに可決します。

笠井会長 2番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字十余一字清戸道東、地番が48番256。

地目、現況ともに畑です。

地積は、1,457平方メートル。

申請人は、白井市十余一 番地 、〇〇〇〇。

申請事由は、農地転用で車両置場用地です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班、班長の今井です。

議案第2号、4条申請に係る調査報告を行います。

資料は3番です。

当日は、権利者の〇〇〇〇さんの代理人である行政書士の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東に約4.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、第1種、第3種のいずれにも該当しないため、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、中古車の販売、整備を営んでいる〇〇〇〇さんが、千葉市の展示スペースが手狭になっていることと、野田市と柏市のオークション会場との中間置き場として最適であるので、当該地を利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場ということで、申請面積は1,457平方メートルで、事業計画との関係において、面積妥当と思われます。

資金は、借入金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、隣接する農地所有者にも説明済みであります。

以上のことから、立地基準、一般基準とも問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 農業委員の内藤です。

先日、本人のお宅に伺いましてお話を伺ってきました。

この土地は、以前は梨をつくっていた土地なのですが、2年前ぐらいに梨づくりをやめてしまっていて、昨年、更地にしています。

今は若干の草が生えていますが、まあまあの土地になっていると思います。

これはなぜ土地を貸すことにしたかということなのですが、隣の土地でコンビニをやっているが、コンビニが撤退してしまって借金が残ってしまったそうなのです。

その借金を返すための手段として、隣の農地を貸して、その足しにしようということでした。

この資料にもあるのですが、400万円の借金をすることになってはいますが、気になって、400万も借りちゃって大丈夫なのですかと言ったら、大丈夫だということだったので、問題はないと思います。

これは本当に気になったので、昨日ももう一回問いただしたのですが、やっぱり大丈夫だということなので、信用するしかないのです。

あと、事前審査会のときに、隣の梨畑との農薬の飛散について問題になったのですが、それは双方承諾していて、業者さんがどうにかしてくれるという話し合いになっているそうで、その辺は農地最適化推進委員の山崎さんが行って、〇〇さんのほうに話を行ってきたそうなので、大丈夫だと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に

入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成31年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料3ページをお開きください。

議案第3号 平成31年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第9次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをごらんください。

4ページは市長からの協議文です。

5ページをごらんください。

利用集積計画（案）の一覧です。

番号1は、大字十余一字平塚道北、地番は57番3、外2筆。

地目は畑。

利用権設定面積は、合計1,983平方メートル。

設定する利用権は、使用貸借権。

内容は畑作。

期間5年となっています。

利用権を設定する者は、船橋市東船橋 丁目 番号、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇。

経営面積は835アール。

備考、継続です。

続きまして、番号の2は、大字折立字前原88番7。

地目は畑です。

利用権設定面積は、1,236平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は畑作。

期間1年。

賃料2万円、口座払いです。

利用権を設定する者は、白井市根 番地の 、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市折立 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積312アール。

継続です。

続きまして、番号の3は、大字折立字向地561番1。

地目は畑です。

利用権設定面積は、438平方メートル。

種類は使用貸借権です。

内容は畑作。

期間1年です。

利用権を設定する者は、白井市折立 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市折立 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積312アール。

継続です。

続きまして、番号の4は、大字木字向233番1の一部。

地目は畑です。

利用権設定面積は、5,368の内408平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は畑作。

期間5年。

賃料は1,000円、支払い方法は直接持参払い。

利用権を設定する者は、白井市木 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積192アール。

こちらは新規です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございました。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

4 番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

今回、借りる〇〇さんの土地の先に〇〇さんの梨畑がありまして、それが畑が公道に面していないのです。

途中、〇〇〇〇さんの土地を通して梨畑に出入りするということで、昔から使っていたみたいですが、ここへ来て見直しか何か知らないけれども、契約を正式にするような形になったみたいで借りるということで、農作業の出入りに使うということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成31年度第9次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成31年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題をいたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料6ページをお開きください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和2年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1は、大字根字笹塚123番53。

地目、現況は山林で畑です。

地積は819平方メートル。

買取申出者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

事由、生産緑地解除申請のため。

続きまして、番号の2は、大字名内、河原子、字新山と木戸八です。

地番は371番8、365番4です。

地目、現況ともに畑です。

面積は、合計4,065平方メートル。

買取申出者は、白井市名内 番地、〇〇〇〇。

事由は、生産緑地解除申請のためです。

続きまして、7ページは白井市長からの依頼文です。

8ページは、会長から各農業委員、最適化推進委員宛ての通知文です。

9ページは、番号2の白井市長からの依頼文です。

10ページは、番号2の会長から各農業委員、最適化推進委員宛ての通知文です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

1番について、買取希望者がありましたでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、1番、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

続いて、2番について、買取希望者がありましたでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、2番、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料の11ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の12ページをごらんください。

専決処分書です。

①は、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

続きまして、14ページをお開きください。

②は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

表紙に戻っていただきまして、その他ですが、3月の審査会、総会の日程についてでございます。

申請受け付け締め切りは、2月20日木曜日。

事前審査会の案は、2月27日木曜日、担当は第1班。

時間は、午前9時から、本庁舎2階災害対策本部2。

続きまして、総会の案でございますが、3月5日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策本部2です。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人